

平成16年度事業経過報告

1、はじめに

平成16年は災害の年でありました。

相次いで幾度となく到来した大型台風は、強風・突風・豪雨・河川の氾濫を起こし、それら被害は全国的に広がりました。台風による大きな被害だけが強調され忘れがちですが、昨年日本各地において月間ではありますが、4月から7月にかけて観測史上最高気温を記録していることを忘れてはならないところです。まさしく地球環境は21世紀に入り確実に変化しています。

そして10月には新潟中越地震が起こり、度重なる余震に多くの人々が毎日悩まされることとなりました。長期にわたる車上生活を強いられ、限界エコノミ-症候になる人々、自然は我々人類に何を問いかけているのでしょうか。年の最後にはインドネシア・スマトラ島大津波が起こり約30万人ともいわれる生命が一瞬のうちに奪われることとなりました。

ところで自然が大変化するように、日本経済もここにきて大きく変わろうとしています。年が明けて、ライブドアとフジテレビの株式取得の攻防が始まり、日本の株式が世界へデビューしたとの感を得ました。これは青色発光ダイオード訴訟などにも裏付けられるわけですが、ここにきて、やっと日本の国や国民がある意味国際経済社会への第一歩を踏み出したのかもしれない。景況感ではトヨタを基幹とする中部地方は好景気が続いています。日本経済全体的には景気は相変わらず踊り場の上昇を続けているとの判断です。しかしながら我々地方都市においては不況感から脱することができずに年を越したというのが本音ではないでしょうか。

明るい話題では、8月に行われましたアテネオリンピックにおいて、水泳・柔道・レスリング・マラソンの競技でメダルラッシュが続き、特に女性アスリートの活躍が人々を活況づけたのではなかったかと思えます。

2、司法書士会をとりまく情勢

平成13年の政府の規制緩和構想に始まり、士業間の業務範囲の相互乗り入れが行なわれようとしている中、簡易裁判所訴訟代理権認定特別研修も第4回が終了し、司法書士界の司法制度改革も司法ネットや調停センター構想を残して落ち着こうとしています。これから先は新しい司法書士たちの実践の考察を一つ一つしていかなければなりません。

さて平成16年に入り簡易裁判所の受託事件が大幅に増大しているということです。これはやはり司法書士の簡易裁判所への参入が大きな役割を果たしていると思われ、大いに意義あることではないかと思えます。司法制度改革の目的は「市民が利用しやすい」、「わかりやすい」、「頼れる」ものであ

りました。新しい司法書士たちの実践が市民のこれらニーズに十分な答えを出し続ける。その意味では、司法書士の簡易裁判所への参入は評価できる新制度といえるのではないかと思います。

また政府のe-JAPAN戦略により法務局のシステム自体が大きく変革しました。いよいよインターネットによる登記申請ができるようになりました。長い間親しんだ不動産登記法はスピード感溢れるものとなり、本人確認情報制度を含めて司法書士の責任は重大となりました。

その瑕疵を担保するために平成17年1月1日より全員加入の業務保険制度を構築いたしました。当初、種々様々な意見がありましたが、実際の業務をやってみますと、この全員加入保険制度が市民の方々に与える「安心」は、安全な不動産の流通に充分寄与できる制度ではないかと確信するところです。

3、事業の遂行

平成16年度は重要事業として、(1)市民ニーズへの対応 組織体制の整備、(2)登記制度コンピュータ化への対応、(3)倫理の習得、の3項目を掲げました。これら事業は新しい司法書士の社会的状況から鑑みて重要な事項であり、将来にわたり永続的に取り組まなければならないものです。それらを踏まえて平成16年度は具体的に次のとおり事業を遂行しました。

(1)市民ニーズへの対応 組織体制の整備

今市民が司法書士に「求めているもの」「必要なこと」「期待的活動」とは、「身近さ」、「リーズナブルな報酬」、「事件の満足度の高い完遂」であろうかと思われます。平成16年度はこれらをフォローするため、新たに簡裁訴訟代理関係業務推進委員会と消費者問題委員会の2つの特別委員会を創設しました。これら委員会は本事業を推進するうえで不可欠なものとして活動しました。

具体的には、簡裁訴訟代理関係業務推進委員会は訴訟代理権取得者を対象としたアンケート調査を実施して訴訟代理の実態を分析いたしました。また意見交換会を開催し会員間の情報交換を行いました。さらには裁判所との協議会の開催も行わなければなりません。裁判所からは訴訟件数などを検証した後に開催したいとの要望があることを記しておきます。

消費者問題委員会では、まず委員の知識向上を図ろうということで、委員の方々に各種研修会・会合やシンポジウム並びに消費者センター相談会等に参加していただきました。またそれらを踏まえてクレサラ110番相談会の定期的な開催の企画を立案していただきました。

組織体制の整備ではさらに登記オンライン化研究会など6つの研究会も立ち上がり、のべ19回の会を開催し、日常業務がスムーズに運ぶようにプロフェッショナルの育成、その自覚、またより一層踏み込んだ法的サービスができる専門職の構築を図っております。

(2)登記制度コンピュータ化への対応

登記制度コンピュータ化に基づく不動産登記法改正に対しては、不登法改正検討会が出来上がり、自発的な会合等を重ねていただき、不動産登記法改正の

会員に対する一般研修・支部研修・ビデオ研修などを検討会が後押しし、度重ねることにより、深い理解が得られたように思えます。平成17年3月7日の改正法施行後も何の混乱もなく、登記法務行政が行われていることに意義深いものを思うところです。

また県下全金融機関を集めての不動産登記法改正による事務手続きの説明会が、検討会を中心に開催出来たことは大変嬉しく思うところです。このような活動が登記業務の円滑な運営に寄与し、ひいては市民の利益につながるものとして認知されれば一つのプロボノ活動としても評価できるものではないかと考えるところです。

(3) 倫理の習得

急激な司法書士界の変化に対応すべく今一番重要なものは、会員の倫理観の早期の確立であろうかと思われまます。会員の多くが、いままでの双方代理的、和解的職務から争訟性の業務に携わることとなり、旧来の業務も含めて再考しなければならない時期となりました。そして市民の司法書士を見る目も簡裁代理権があるないにかかわらず確実に変化したといっても過言ではないと思います。その意味で倫理は社会に対する司法書士の一つの規範であります。その遵守こそが市民に対する信用であり、さらにその信用に期待的感情を込めたものが市民に対する信頼であります。市民からの揺ぎ無い信頼をこれからも月日をかけて作り上げなければならないところです。

本年度は倫理の習得に関して、日司連加藤副会長や地元弁護士を講師として迎え、討論会も含めての研修を行い倫理の見直しを図りました。

4、具体的活動

【制度】

(1) 高知弁護士会との役員間協議会 平成16年9月1日

- 1、司法ネットの活用連携
- 1、両会の各委員会活動の交流について
 - ・連絡協議会
 - ・合同研究会
 - ・合同相談会
- 1、簡易裁判所訴訟代理権の実情
- 1、これからの簡易裁判所訴訟代理権

(2) 無料相談会の実施

少額サポートセンターをはじめとして7つの相談会を開催し、のべ200名近い会員が

相談活動に携わりました。(詳細は業務日誌後掲相談日程表を御参照ください)

(3) 相談員・講師の派遣

相談員の派遣は新潟県中越地震巡回相談会に2名をはじめ、高知県消費生活センター・

高知県土地家屋調査士会・高知県土木・その他各主催の相談会へ適宜に派遣しました。

講師の派遣については高知県立身体障害者リハビリセンターへ福島理事、高知市民の大

学へ山崎会長、細田長司会員、高幡民生委員連絡協議会へ土居副会長、高知弁護士会法律

事務所事務職員研修会へ南部順一会員、高知コンピュータ専門学校へ山崎会長、高知県宅

地建物取引業協会へ岡村敬造会員がそれぞれ派遣され、司法書士制度の広告塔として活躍しました。

(4) その他

特別研修の継続的対応については、チューターを選任し適切な対応をしました。

また、高知地方法務局室戸出張所の安芸支局への統廃合に際して、事業計画とおりにFAXサービスを創設しましたが利用が少なかったため。急遽その後に対象会員に確認したところ廃止の同意が得られたので廃止をいたしました。

【研修】

(1) 一般研修会

- ・ 第1回一般研修会 高知市、四万十市
「司法書士をとりまく環境の変化と本会の動向」
講師 山崎会長
- ・ 第2回一般研修会 高知城ホール
「憲法」
講師 青木宏治高知大学教授
「司法書士倫理」
講師 加藤連合会副会長
- ・ 第3回一般研修会 高知城ホール
「不動産登記法改正」
講師 齊木連合会副会長
- ・ ビデオ研修
「第15年特定分野研修会」

【成年後見】

例年とおり高知家庭裁判所主催の運営協議会へ参画し、また継続的に行われています地域福祉権利擁護事業調査研究会へ会員が参加しました。また研修会も重ねて開催し、リーガルサポート高知の普及に務め、市民に対してアピールしました。ここにきて一般市民からは高知県は成年後見制度では先進県であるとの評価を戴いております。

【広報】

本年はIT社会を見据えて、まずホームページの更新作業を行い、より身近な司法書士のイメージをもとに情報公開を行いました。また会報は例年とおり年2回の発行をしましたが、これからのネット社会を鑑みて来期は廃刊することを決定しました。今後は長い歴史が積み込まれた「会報高知」の総括も大切なこととして、まとめあげたいところです。

その他対外広報では、委員長や委員・会員がテレビ出演、高知新聞記事などに掲載され

市民に対して資格者としての司法書士を存在づけることができました。

【会務執行】

(1) 理事会（平成16年度定時総会後）

第2回 平成16年7月23日

1、報告事項

- ・総務・経理・企画各部報告

1、議案

- ・司法書士業務賠償責任保険制度
- ・旅費規程一部改正
- ・非司法書士実態調査について
- ・注意勧告審議会委員及び副議長選任

第3回 平成17年3月18日

1、報告事項

- ・総務・経理・企画各部報告

1、議案

- ・職印の届出及び証明等手続き規程一部改正
- ・定額会費制度への移行

(3) 支部長会 平成16年7月30日

1、報告事項

- ・各支部の経理状況・事業報告

1、議案

- ・支部活性化について
- ・研究会の配置
- ・会計の見直し
- ・非司法書士実態調査について

【その他】

本年度も高知地方法務局職員・高知県土地家屋調査士会とのソフトボール大会を開催し、

友好団体との調和、本会会員の福利厚生を図ることができました。

また、法律扶助の関係では米子市で開催された平成16年度法律扶助中四国地区担当者研

究会へ西村美香、吉本修治、松浦弘延会員が参加して制度の理解を深めるこ

とができました。

【日司連関連】

(1) 第65回定時総会

平成16年6月24日、6月25日 東京ベイホテル東急

本年は実川幸夫法務副大臣、中山隆夫最高裁判所事務総局総務局長、園尾隆司最高裁判所事務総局民事局長、房村精一法務省民事局長、朴敬鎬大韓民国法務士協会長、その外友好団体代表者等列席のもと、本会からは代議員として会長、山本晋副会長、池田信一副会長、オブザーバーとして土居雅之副会長が出席しました。

以下総会議事

- ・平成15年度事業報告
- ・平成15年度各決算報告承認
- ・業務賠償責任保険制度創設外会則改正
- ・平成16年度各会計予算、事業計画承認

以下総会組織員からの決議提案議案（その他3議案については否決）

- ・「日米地位協定の改定を求める宣言」を求める決議
- ・改正不動産登記法に関連する政省令制定においては、不動産取引決済が公正・迅速かつ安

全に行われることのための諸規定がおかれることを政府に要望する決議

- ・改正不動産登記法施行に向けて組織を挙げて取り組むことを要望する決議
- ・非司法書士との提携及び名義貸与禁止に関する司法書士法改正並びに司法

書士倫理研修義

務化を求める決議

- ・成年後見制度の普及と利用促進を推進する決議
- ・司法書士をあまねく存在させる宣言
- ・司法書士による任意整理の統一基準を求める決議
- ・懲戒又は注意勧告を逃れる為に退会しようとする会員を退会させないための措置を求める

決議

- ・人権委員会設置決議
- ・違法年金担保融資に対する罰則規定の制定を求める決議
- ・ADRの民間紛争解決業務に関する認証制度の導入及び弁護士の必要的関与の法制度化に

反対する決議

(2) 全国会長会

第1回 平成16年4月8日、4月9日 日司連ホール

会議内容

1、報告事項

- ・一般報告

登記申請書 A 4 版横書き標準化
境界確定制度
危機管理マニュアル
商業登記オンライン化
司法制度改革
司法書士特別研修
日司連会員研修規則改正
総合法律支援法案

- ・特別報告
不動産登記法改正

2、議事

- ・平成 16 年度事業計画・予算案
- ・司法書士業務賠償責任制度創設
- ・連合会会則一部改正

3、会長相互間意見交換

第 2 回 平成 16 年 10 月 14 日、10 月 15 日 日司連ホール
会議内容

1、報告事項

- ・一般報告
登記申請書 A 4 版横書き標準化
組織財政改革
職印の届出及び証明等手続き
預かり金の取扱いに関する規則基準
事業者等が取り扱う個人情報の保護
業務報告書の様式変更
ADR 基本法案及び司法書士 ADR センター
総合法律支援センター
会社法制の現代化
動産債権譲渡登記制度
日司連認証局
第 65 回定時総会組織員提案決議事項の対応

2、議事

改正不動産登記法
司法書士総合相談センター
年次研修不参加者に対する指導

3、会長相互間意見交換

第 3 回 平成 17 年 1 月 19 日、1 月 20 日 日司連ホール 山本副会長代
理出席

会議内容

1、報告事項

・一般報告

新潟県中越地震対応

規制改革・民間開放の推進

商業・法人登記の行政書士への開放

会社法に関する出張講演マニュアル

広報（TVパブリシティ・登記法改正・司法アクセス構築）

司法制度改革（ADRセンター、支援センター、法律扶助）

司法書士法改正（少額執行、仲裁代理）

その他（敗訴者報酬負担制度、会社法制の現代化、動産債権譲渡
登記制度）

連合会会則及び会則基準改正

2、議事

改正不動産登記法施行に伴う事項

平成17年度事業計画・予算案

司法・司法書士制度改革基盤整備事業に充てるための特別会費及
び会計

司法書士総合相談センター

個人情報保護法施行

3、会長相互間意見交換

(3) 全国担当者会議 日司連会館

- ・ 司法ネット担当者会議 山本副会長
- ・ 研修担当者会議 土居副会長
- ・ オンライン担当者会議 福島理事

(4) 研修

- ・ 19回中央研修会 平成16年11月20、21日 本会会館
「改正不動産登記法と司法書士の社会的役割」
ストリーミング方式
- ・ 第3回特定分野研修 平成16年9月、11、12日 神戸市
福島理事、笹本理事、森本朋之会員、吉本修治会員、伊藤真会員
- ・ 第4回特定分野研修 平成17年2月26、27日 日司連会館
伊藤真会員

(5) 九州・中国・四国会長会 平成17年2月19日、2月20日 福岡西鉄 ソラリア

- ・ 不動産登記法改正について
- ・ 定額会費制導入について
- ・ 会長相互間意見交換

(6) 四国ブロック関係

- ・ 定時総会 平成16年6月12日 愛媛県司法書士会合同会館

代議員山本副会長、池田副会長、吉永理事、オブザーバー西尾理事、
笹本理事

・新人研修

第1回中四国ブロック新人研修会実行委員会 平成16年7月24、25
日 米子市

福島理事、黒石委員

第2回中四国ブロック新人研修会実行委員会 平成16年12月11、1
2日 岡山市

福島理事、黒石委員

第3回中四国ブロック新人研修会実行委員会 平成17年3月12日 岡
山市

福島理事、黒石委員

平成16年度中四国ブロック新人研修会 平成17年3月9日～15日
岡山市

福島理事、黒石委員、山崎会長

・研修担当者会 平成16年6月12日 愛媛県司法書士会合同会館
西尾理事

・消費者問題対策担当者会 平成16年9月4日 本会会館

・ADR司法ネット司法書士総合相談センター担当者会 平成16年12月
11日

山本、土居副会長

香川県司法

書士会館

・プロボノ活動 平成17年12月18日 本会会館